

一般社団法人 若狭湾観光連盟定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人若狭湾観光連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福井県小浜市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、嶺南地域の風土、資源等を広く紹介すること等により地域の観光の振興を図り、もって地域の産業経済の発展及びイメージアップに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の宣伝紹介及びイベントの開催
- (2) 観光に関する情報資料の収集及び提供並びに出版物の発行
- (3) 観光に関する調査研究
- (4) 観光関係各種団体との連絡調整
- (5) 観光功労者の表彰
- (6) 観光従事者に対する研修
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 嶺南地域の地方公共団体、観光団体及び観光に関係ある事業を行う個人又は団体
 - (2) 特別会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、正会員は、毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 特別会員は、この法人と協議の上別に定める額を支払う義務を負う。

3 既に納入された会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第13条 この法人の総会は定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次のいずれかに該当する場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われないとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられないとき。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面を総会の日から1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合には、総会の日から2週間前までに通知しなければならない。
- 3 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

（議長）

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入の承認
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、法令で定めるところにより、書面による議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

第20条 正会員は、法令で定めるところにより、電磁的方法による議決権を行使することができる。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通

知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中からその総会において選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事の選任にあたっては、理事のいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係にある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人と兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は会長を補佐して、会長に事故があるとき又は会長が欠

けたときは、その職務を代行する。

- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、この法人の業務を執行し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、それらの業務執行に係る職務を代行する。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員として権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬）

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

（顧問）

第31条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、この法人の業務に関し助言を行うことができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

（構成）

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集する。
- (4) 法令に基づき監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第3項第3号の規定による場合は当該理事が、同項第4号の規定による場合は監事が、理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面を理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に通知する。

5 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定により理事会を招集するときは、その請求の日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日として通知する。

6 第4項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、招集した副会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、会費、補助金、事業負担金、財産から生じる収入及びその他の収入をもって構成する。

2 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了

後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局及び幹事会

（事務局）

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（幹事会）

第49条 事務局に幹事会を置く。

- 2 前項の幹事会は、市町観光行政担当課長及び市町観光協会事務局長で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて事務局長が招集し、連盟の事業の計画及び執行に必要な事務を行う。
- 4 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 補則

（補則）

第50条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は上野清治とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設置の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この改正定款は、平成26年6月19日から施行する。

- 5 この改正定款は、令和4年6月17日から施行する。
- 6 この改正定款は、令和7年3月28日から施行する。